

# 音更町森林整備計画（変更）

計画期間

自	平成31年	4月	1日
至	令和11年	3月	31日

北 海 道  
音 更 町

(変更理由)

地域森林計画に適合させるための変更。

(変更内容)

本計画書のとおり

(変更始期)

令和5年 4月 1日

# 目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	1
(3) その他必要な事項	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令 の基準	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	11
(1) 下刈り	11
(2) 除伐	11
(3) つる切り	11
3 その他必要な事項	12
(1) その他間伐及び保育に関する事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	13

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
(1) 区域の設定	14
(2) 施業の方法	14
3 その他必要な事項	14
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	15
6 その他必要な事項	15
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
(1) 路網密度の水準	16
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	16
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
(1) 基幹路網に関する事項	17
(2) 細部路網に関する事項	17
4 その他必要な事項	18
第8 その他必要な事項	18
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
(1) 人材の育成・確保	18
(2) 林業事業体の経営体質強化	18
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
(1) 林業機械の促進に関する方針	18
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	19
(3) 林業機械の促進方策	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19

<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	19
第1 鳥獣害の防止に関する事項	19
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2 その他必要な事項	20
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	20
(2) その他	20
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	20
(1) 野ねずみによる森林被害	20
(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害	20
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	21
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	21
(2) その他	21
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	21
<b>Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項</b>	21
1 森林経営計画の作成に関する事項	21
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	21
(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	21
2 生活環境の整備に関する事項	21
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4 森林の総合利用の推進に関する事項	22
5 住民参加による森林の整備に関する事項	22
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	22
(2) 上下流連携による取組に関する事項	22
(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項	22
6 その他必要な事項	22
(1) 特定保安林の整備に関する事項	22
(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	22
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	23
(4) 耕地防風林の整備に関する事項	24
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	25
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林	31
別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	37
別表4 鳥獣害防止森林区域	39

## I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道の東部、十勝平野のほぼ中央に位置する帯広市に隣接した東西23.2km、南北22.9kmにわたる区域で、地形は、町の東部を走るオサルシナイ丘陵を除いてほぼ平坦で、町の中央部を音更川、東部を士幌川、西部を然別川が北から南に流れ、いずれも十勝川に注ぐ全道屈指の穀倉地帯となっています。

本町の総面積は46,602haで、森林面積は11,659haと総面積の25%を占め、内訳は国有林51ha、民有林11,608haとなっています。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、4,894haであり、人工林率43%と全道平均より高くなっており、齢級構成では、10齢級の林分が特に多く、偏った齢級構成であり計画的な森林施業としては保育を適正に実施していくことが重要です。

本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されている人工林帯や種々の大径木が林立する天然性の樹林帯があり、また、各地区に散在する幹線防風林は広葉樹・針葉樹の混在した樹林帯であり多様性に富んだ林分構成となっています。

豊田、東和、長流枝、下士幌地区の東部については、人工林・天然林が集団的に存在している地域であり、将来的にも良質で多様な木材の持続的供給が可能な地区であることから、国土の保全や水源涵養機能に十分配慮しつつ、計画的な森林整備を推進することが重要です。

また、長流枝地区の南部には、果樹や針葉樹・広葉樹が混在した地域があり、中に鳥獣保護区があります。この地域では、動植物や自然景観に配慮した森林整備を推進することが重要です。

下士幌地区の北部には、土砂の流出や崩壊等のおそれがある箇所があり、周辺の地域は農地であることから山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

その他の地区は農地と普通林、保安林等が混在する地域となっており、防風保安林が主体となっています。このため、適正な管理と治山事業等を活用した計画的な森林施業を実施し、効率的な農地の保全を推進することが重要です。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などに果たす役割や自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施業により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握することとします。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上層部に位置し、水資源の安定供給のため特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区

域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。  また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能  文化機能  生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。  保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。



公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

エ 地域の人工林の保続を図りながら、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

特に当地域では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化に当たっては、市町村や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者、林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、町は森林所有者、森林組合、北海道、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域エネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見

直しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標を明確にしつつ、森林施業の合理化に取り組むこととします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

当町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		林齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(注) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公的機能の発揮との調和に配慮することとします。

##### イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るよう努めることとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等にも配慮して行うこととします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意することとし、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

### 3 その他必要な事項

(1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等を取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

(2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

(3) 次の地域は林地崩壊や生態系のかく乱などにつながる恐れがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

(5) 伐採の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努め、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流での伐採において降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を冬期間に行うなど、実施時期にも配慮することとします。

(6) 地域にとって重要で特色ある防風林は、耕地の保全や農村景観・生活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割もになっていることから、これからの多面的機能を高度発揮させるために連続性が保たれるよう配慮します。

(7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材利用状況等を勘案し、次のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。

特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の再造林においてはカラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害や病害虫に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ネズミ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

(ウ) 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	カラマツ、その他	～5月31日
	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

(エ) 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストを軽減することを目的に、本数の低

減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F 1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(オ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システムの導入について努めることとします。なお、コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)のアの(ウ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)で定めます。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然下種更新の対象樹種	ぼう芽更新の対象樹種
イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齡林<sup>(注3)</sup>にあつては成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡

林以外の森林にあつては林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたものです。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によることとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 100$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かきまたは植え込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

## ②水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林について次のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

森林の区域（林小班）	参考
※別表3のとおり	木材等生産林のうち人工林

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)における「伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

## 5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び列状</li> <li>・間伐率(材積率)：20～35%</li> <li>・標準伐期齢以下森林における間伐間隔：8年</li> <li>・標準伐期齢以上の森林の間伐間隔：8年</li> </ul>
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	22	28	36		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び列状</li> <li>・間伐率(材積率)：20～35%</li> <li>・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：6年</li> </ul>
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び列状</li> <li>・間伐率(材積率)：20～35%</li> <li>・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年</li> </ul>

※ 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

### (1) 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

### (2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適切な時期に適切に除去することとします。

なお、造林樹種以外であっても、その生育状況や公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることも検討します。

### (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。



樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽時期										
カラマツ	春	②	②	①							
	秋		②	②	①						
トドマツ	春	②	②	②	①	①	①				
	秋		②	②	②	①	①	①			
広葉樹	春	②	②	①	①						
	秋		②	②	①	①					
アカエゾマツ	春	②	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	②	①	①	①	①		

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽時期										
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春				△						
	秋					△					
広葉樹	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春				△						
	秋					△					

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り・除伐

※ カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

### 3 その他必要な事項

#### (1) その他間伐及び保育に関する事項

ア 木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

イ 当地域のカラマツ人工林の平準化を図るため、高齢級間伐等を取り入れた長伐期施業に取り組むこととします。

なお、実施に当たっては、林業事業者等による提案型集約化施業などの取組により、施業の効率化及びコスト化に配慮しながら進めます。

ウ 林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行うこととします。

(ア) 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し、表土の安定を図ることとします。

(イ) 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理することとします。

(ウ) トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮することとします。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

##### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

###### ア 区域の設定

主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

##### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

防風保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### (ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### イ 施業の方法

###### (ア) 山地災害防止林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、森林の区域については別表2のとおり定めます。

###### (イ) 生活環境保全林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれがある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、森林の区域については別表2のとおり定めます。

###### (ウ) 保健・文化的機能等維持林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することは可能とする。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成の

ために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとし、区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

### (2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材などの一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha未滿の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の77%、その所有面積は976.17haとなっています。これは当町の一般民有林面積の8%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が4,894haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をは

じめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言などを推進し、林業経営の委託への転換を目指すものとします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した、提案型施業の普及及び定着を促進します。このため、森林組合等による森林経営の委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業者と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）及び「音更町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（平成23年12月策定）に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

### 6 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的、重点的に行うため町・森林組合・森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、団地的な森林施業の実施に向け効率的な事業委託を推進します。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への委託の推進により、高性能林業機械の導入に伴う労働条件の改善、労働安全衛生を確立し林業の活性化を促進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要であることから町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- ア 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- イ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ウ 共同して森林施業を実施する者の一人が、上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせた又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網	密度
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム（注1）	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上

（注1）「車両系作業システム」とは車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

なお、本表は木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距

離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
	《グラップルローダ》		(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【単幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		長流枝第4	1				

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易

な規格・構造の路線を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理をするものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が運用されており、本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

また、森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を確保するためには、就労相談から定着支援まで一貫した取組が必要なことから、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤の情報等を地域の情報誌やインターネットを活用し発信するなど、UJIターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

(1) 人材の育成・確保

技術研修会の受講を推進し、新規的林業従事者や専門的知識を有する技術者の育成、高性能林業機械などの高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成などによって後継者の確保を図るとともに、近隣市町村との連携による広域就労や経営の多角化などの促進により、雇用の通年化・安定化を図ります。

また、林業への新規参入を促進するため、林産業を取り巻く状況等を把握し、情報を提供することと併せて、木材消費の拡大や各種林業補助施策の検討などによって、林業経営の魅力を高めるように努めます。

(2) 林業事業体の経営体質強化

森林所有者と林業事業体の連携強化による、施業の計画的な実践及び森林組合の経営の多角化、共同化等による経営体質の強化、事業量の安定的な確保について検討します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進に関する方針

林業労働者が減少しつつある現在、後継者の育成、受託事業の拡大と通年雇用の促進、労働条件の改善、若年労働者の育成確保が必要です。今後作業システムの改善を図るため高性能林業機械の導入に伴う労働条件の改善、労働安全衛生を確立し林業の活性化を促進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

分		現状 (参考)	将来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー フェラーバンチャ
造 材		チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集 材		グラップル トラクタ	グラップル フォワーダ
造林 保育	地 拵	刈払い機	刈払い機
	下 刈	刈払い機	刈払い機
	枝 打ち	鉋、鋸	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械の促進方策

高性能林業機械の導入を推進するに当たっては、本町の立地条件、機械の稼働能力、事業量を勘案して、林業事業者及び協業体を中心に効果的、効率的な導入に努めます。

また、高性能林業機械を中心とした作業のシステム化を確立し、共同利用体制の整備を推進します。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町には林産加工場が2ヵ所あり、流域で生産される間伐材を含む木材の加工技術、高度利用に対応した製品開発に努めます。

また、森林資源の流通の効率化、コストの低減等を促進し、本町の林産業、木材産業の関係者等の合意形成を図り、木材産業の改善と合理化を進め、経営の安定化に努めます。

施設の種類	現状 (参考)		将 来		備 考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
チップ・製材工場	音 更	24,000 m <sup>3</sup>	音 更		森林組合
チップ・製材工場	駒 場	5,900 m <sup>3</sup>			一般製材会社

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

全道的に被害の拡大しているエゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通データ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。



また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げるエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる対策を地域の実情に応じ、単独で又は組み合わせて推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等に努めます。

### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等に努めます。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、当町と十勝総合振興局等の指導機関及び林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

#### (1) 野ネズミによる森林被害

野ネズミによる森林被害は、エゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、発生動向等も踏まえて殺そ剤の散布や防そ溝を設置するなどの対策に努めることとします。

#### (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害

鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害については、その早期発見に努めるとともに、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じた発生予防対策・野生生物との共存に配慮した対策に努めることとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、森林の巡視は森林レクリエーションのための利用者が特に多い地域を重点的に行い、また、春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の発生に伴う蔓延防止対策を進めるため、止むを得ず火入れを実施する場合は、火入れ地の周囲の現況や防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないことが認められる場合に行うこととし、山火事の発生防止に努めることとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

#### (2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、本計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

### 2 生活環境の整備に関する事項

林業労働力を確保するため、就労者が定住するための生活環境の整備が必要であり、生活の基盤となる住宅の確保や助成制度などを検討し、それらの支援情報を地域の情報誌やインターネットを活用し発信するなど、U J I ターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図ります。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

将来にわたり地域へ安定的に木材を供給するために、高齢級化した人工林に関しては、現況に応じて長伐期施業などを検討するとともに、伐採後の確実な造林を促進させることによって、森林資源の平準化に努めるものとします。

また、木炭等の特用林産物についてPRするとともに、十勝地域で取り組んでいる森林認証の取得面積の拡大、森林認証材のブランド力を高める林産物の開発や利活用に努め、木材産業の振興を

図るものとしします。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の雄飛が丘地区に隣接する保健保安林は、今後も地域住民が自然体験の場、レクリエーションの場として、多様に利用できるように管理します。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

自然環境への関心が高まる中、森林に対する住民の要望は多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民の要望に応えた多様な森林整備を行うことが必要となっています。

このため、町内の小・中学生等をはじめとした地域住民に対して、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて、森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

上流域は上士幌町を源として音更川、士幌川、鹿追町を源として然別川と3河川あり、下流の水源として十勝川に合流しています。このため、水産資源の安定確保、水源かん養等公益的機能を高度に発揮するよう、森林整備を推進します。

##### (3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。

このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組である「木育」を進めることとします。

#### 6 その他必要な事項

##### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。なお、要整備森林は地域森林計画において指定されています。

##### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

###### ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

###### (ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、本計画で定める標準伐期齢以上のものとしします。

b 伐採方法は、次の3区分としします。

(a) 伐採方法の指定なし(皆伐を含む)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

###### (イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内としします。

- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
  - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20haを超えないとします。
  - (b) 土砂流出防備及び保健の各保安林については、10haを超えないとします。
  - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20haを超えないとします。
- c 防風保安林については、標準伐期齢以上である部分を概ね幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。
- (ウ) 特例
  - a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
  - b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
  - c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とされています。
- (エ) 間伐の方法及び限度
  - a 間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
  - b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。
- (オ) 植栽の方法及び期間
  - a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
  - b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に行わなければなりません。
- イ その他の制限林
 

その他の制限林における伐採の方法は、表1のとおりとします。

【表1 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北

海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 耕地防風林の整備に関する事項

耕地防風林は、防風保安林を補完し強風等から農地を保全する機能を担っているほか、十勝の代表的な農村景観を形成しており、貴重な資源として整備及び保全を推進していく必要があり、今後とも農家の耕地防風林の造成に対して助成等を行い、推進していくこととします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林	1	3,8,10,11,21,30,38~40,43,45~47,51,57~64,68,69	37.79
		71,72,111~115,123,125~129	
	2	2,3,5,9,16,17,20,24,27,34,39,40,46~49,65~76,78,79,84	40.66
		85,87,88,90,91,95,98,100,107,108,112,116,117,165,170	
		184~189,194,195,198~200,202,209,211,212,214,220,221,302	
	3	21~23,25~30,49,52~56,59~62,64,66~69,72,73	28.34
		104,108~114,122,123,125~127,130,132,900	
	4	1,2,4~7,9,11,13~15,18,19,21,26~28,30~33,35,36,47~49,51,52	67.79
		54,55,57~61,65,66,68~70,38,39,41,42,72~74,78~87,91~93	
		98,99,101~105,107~111,113~117,122~127,129	
		134,139~148,151,156~158,160,163~165,167,169,900	
	5	1,3~6,8~11,13~15,17,18,20,21,24~27,29~33,35,38	141.88
		40~48,50~69,74,76~80,82~90,92~103,105~107,109,111~114	
		117,119~123,125,126,128~131,133~137,139,140,144~146,149	
		150,183~187,190,192,193,196~197,199,201,203,204	
		207~210,213~217,219~222,331,333~337	
	6	2,21,22,28,39,43,54,56,58,59,62,71,80,86~88,91~93	18.28
		110,126,128,129,140,141,161,204,209~210	
	9	17~24,48,129,136,138,146,166,167	17.28
	11	77	2.96
	12	2,3,10,14~18,32,45,48,58,59,60,61,63,67,68,70,71,73~75	64.69
		77,79,80,95,99~107	
	13	1~13,20,22,24~26,28,29,31,35~37,42,43,46~50	134.40
	14	16,25~28,42~46,55,56,63,68,73,79,84,85,97,98,101~102	17.61
	16	16~19,32,109,110	31.44
	17	4,6,7,9,10,12~15,17,22,27~31,40~46,50,57,61,62,66~69	98.89
		73~77,83,87,90~93,95,104~109,111~114,117~122	
	18	1~7,9,15,16,18~20,22~40,103~106,110~112	122.56
	19	14,15,23~27,30~40,42~46,48~50,52~54,56,58,65~88	104.12
	20	8,12~15,18,20,21,24~26,28~39,44,45,47	91.28
		65~67,73~75,77~84,89,90,92~96,100,102,104~107,109,110	
116~118,120,121,123~125,127,129,139~145			
21	1~10,14,16~18,20,21,23,26,27,29~31,34,36,45~48	75.28	
	68~74		
22	1~3,5~8,20,22~24,33,38,39,49,50,51	65.57	
23	3~9,11~13,15	41.42	
24	1~6,8	78.71	
25	1,2,3,5,6,9,13,16,17,21	110.86	
26	1,3,8,9,35,37,44,46~51	84.92	
27	1~11	59.26	
28	1~8,12,13	68.91	
29	1~5,7~10	56.62	
30	1~13	67.88	
31	1~18	87.53	

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林	32	1~5,7~9	49.12
	33	1~10	52.24
	34	1~7	54.00
	35	1~15	75.87
	36	1~3,5~8,10,11,14,17~25	64.72
	37	1~13	47.80
	38	2~5,7,8,11	42.60
	39	1,2,4~7,10	23.48
	40	1~5,9,10,13,14,16~19,22~24,26~29,31,32,36,37,45,46	69.96
	41	1~6,8,9,11~14,17,23~25,28,39,42	54.08
	42	1~3,7~10,13	48.68
	43	1~5,7,9,10,14~16	57.01
	44	1~7,10~14	29.21
	45	1~8,12,13	37.28
	46	1~25	68.83
	47	3~5,7~21	35.84
	48	1~3,6~16,22~24,27	52.40
	49	1,3,6,9,12,13,16,17	69.84
	50	2,5~8,15,21	79.52
	51	1~6	70.56
	52	1,3,5~8,15,16,19,20,22,23	43.00
	53	1~5,11,12,14,18~21,25~28,39,43,50,52,56,59,61,79 80,81,89,109,111,113,119,123,127~147	158.42
	54	4,5	24.24
	55	3,4	41.52
	56	8,9,21,30	9.08
	57	16,33,38,39	40.72
	58	1,14~16,18,19	28.40
	59	1,2,4,6~8,10~12,14	79.68
	60	1,6	33.79
	61	13,26,27,49,52	18.80
	62	1,2,3,5,6,11,17,19,21	42.48
	63	1~4,6~11,18,19	24.28
64	1~3,5~17,23~26,28,30,31,33~36,38~41,44,45	111.57	
65	3,5,7,8,15,16,18~20,27~31,33~37,39,40,48~50,52~57 60,62,63,66~69,81	114.71	
66	3,4,10,13~16,21~23,25~33,35~43,46,48,49,53,54,56 58~60,63,67,70~72,76~79,83~93	115.30	
67	1~5,29~31,33,34,37~40,51,61,75,101,103,111,130~137 142	55.37	
71	1~3,7~26,29,30	128.26	
72	5~9,16~20	115.64	
73	1,2,5,8~12,22~31	159.48	
74	1,3,4,11~19	95.80	
75	25~27,34,35,39~42,44,49,50,52,60,65,67,77,78,82~88	94.48	

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林	76	45~51,80~83	11.24
	77	51	0.51
	79	5,7,8,17,26,27,30,39,40,41,47,48,50,61,62,63,75,78~80	23.11
		84~86,88,89	
	80	1~3,5,6,8~13	163.28
	81	3~5,7~18,20~23,26,28~33,53,60,61	100.98
	82	11,12,19,20,27~32,38,44,45,50~53	40.98
	83	2~11	28.00
	84	1~5,8~16,19,20,24,26~32,36~38,51,52,54,105,107	46.88
		110~112	
	85	1~8,11~14,20~24,32,33,38,47,49,54~60,62,63,67,68,70	55.09
		75,76,78,79,81,82,88,94,95,99~109,111,112	
	86	1~6,10,11,14,16~24,26~28,30~40,42,49,50,53,68,69,72	121.67
		87~90,92,97,98,107,108,121,123~127,134,136~140	
		143,144,146,147,149,150,153,156,159~161,168~173	
		179,184~189,191,193,194,196~198,200~205,213~216	
	87	4~7,10~12,15,17,20,21,23~29,32~35,38~46,48	81.95
		50~53,55~59,61,63,66,67,69~72,76,77,79~86,88~100	
	88	1,3,4,9,10,14,16~22,28,32,33,37,41,47,49~51,54	78.31
		55,59~61,64~66,70,71,73,74,77,78,83~85,87,91~94	
101~103,106~109,114,116,119,121,124~128			
130~134,136~140,142~149,151,153~155,157~159			
89	1,3,4,5,8,10,14~21,23,26,31,35,37~46,49,50	114.54	
	54~61,63,64,69,74,78,79,81,85,93~105,107,109~111,119,120,124		
	126~131,133,135,137~140,143,147,148		
	158,159,165,166,168,169,175~180,182,185~199		
90	1~11,14~18,24,26,27,29~32,39~43,46~54,56,58~63	88.97	
	71~73,75,77,82,86,90,99~108,110,111,114~117		
	128,130,131,135,148~152,154~157,159~161,164		
	168~172,175~177,181~193,195~198		
95	239,240	1.20	
96	238~240	0.60	
103	1,7,9,22~24,33,35~38,47,52~54,64~67	19.51	
	70,81~84,89,91,93,95,102,119~122,127,128,135		
	170,171,178,179		
104	1~46,48~50,52~72,76~120,122~183	1840.88	
山地災害防止林	5	2,7,71~73,206,332,338,339	11.36
	6	115~118,138,142,143,166,207,223~226	10.52
	68	13	1.08
	76	98	0.32
	77	5	0.62
	88	5~7,15	1.64
	94	23,27~29,195,214,215	3.45
保健・文化機能等維持林	2	154,155,157,158,166,225,226	2.32
	6	115~118,138,142,143,166,207,223~226	10.52
	68	1~11	42.72
	69	1~26	108.56



区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
保健・文化機能等維持林	70	1~42	142.97
生活環境保全林	1	76~81,84~91,93~107,120,124,130~133,135~139	29.80
	2	118~155,157~164,166~168,171,172,208,210	30.93
		215~217,222~230	
	3	65,77~98,100~103,133~145	27.38
	5	19,147,148,151~155,158~182,188,194	17.00
		195,223,225,226,340~347	
	6	4,171~203,205,208,213~222	37.84
	7	5,41,64~69,130,243~284,286~288,291,292,294,295	47.82
		298~303,306~308	
	8	1,3,5,7,12,16~21,24~26,28,29,34~55,57~70,72~94	58.37
		102,106,107,109,110,123~138	
	88	2,11,12,13,23~25,29~31,34,62,63,69,75,86,88,111~113	7.99
		115,118,129,156,160	
	94	34,51,99~114,116~130,132~146,227~233,236,240	41.94
	95	1,120~154,156~184,287,292~298,300,301	41.35
	96	12,112~121,123~133,136~185,188,191,193,214~217	62.60
219~233			
97	41~79,81~84,86~88,90~101,103~106,123~139,141~144	52.73	
98	44~46,48~56,58,59,61,63~68,87~94	47.92	
99	22~31,33~50,53~59,61~63	26.14	
100	7~82,88~117,119,121~125,127~129	49.07	
101	4~9,12~29,31~36,38~40,44~67	35.65	
103	4,140,141,143~152,154~159,180~182	22.44	
木材等生産林	7	1~4,7,8,14~20,28~31,33,35,40,48~50,54~56,62,63	27.77
		89,91,92,94,110~116,118,123,127,128,151,156,157	
		161,166,168,174~176,180,192,209,212~214	
		218~221,227,240,296,304,305	
	8	2,6,10,15,22,23,27,30~32,95~101,104,108,111	12.23
		113,114,116~119,121,122,139	
	9	1~10,12~14,16,25,27~42,44~47,49,50,52~56,58~93	204.62
		95~102,105,106,110~115,118~124,127,128,130,132,133	
		139,143,145,147~150,152~155,159~161,163~165,168~173,180,181	
	10	1~6,8~10,13~18,21,23,25,28~30,33~36,39~49	151.17
		52,53,55~58,60~62,64~75,77~91,93,94,97	
		99~105,107,108	
	11	1~3,5~18,20~55,57~70,72,74~76,78,79,81,82,85,88,89,91~98,100	103.44
	12	1,4,6,19~29,31,33~40,46,49,51,52,55,57,62,64~66,69	84.51
72,78,82,85~90,109			
13	16,32,34,51~53	6.67	
14	1~7,8,13,15,18~24,29~32,36,37,41,47,49~54,57~62	70.63	
	64~67,72,81,82,86,87,91,93,94,96		
15	1~3,8~10,17~20,22~25,27,28,30,32~35,39,40,44,47,49~54	87.95	
	101,102,110,111		
16	1,4,8,9,12~14,20~28,30,31,33~35,108,111,112	83.84	
17	1~3,5,8,21,23~26,35,38,78,79,85,86,88,89,94,96~100	46.44	

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
木材等生産林	18	10~14,17,21	42.88
	19	1~13,16~22,28,29,41,47,51,55,57,60~62,89	19.43
	20	1,2,5,6,9~11,16,17,27,40~43,46,48~50,58,60,61,86~88 91,97~99,101,103,113~115,119,122,126	46.14
	21	11,12,15,24,25,28,32,33,35,37~39,41~44,49~67	102.44
	22	4,9~19,21,28,30~32,35,37,41~48,55,56	58.56
	23	2	9.36
	24	7	0.36
	25	4,10,12,14,15,18,22	10.28
	26	2,4~6,10~14,16~18,20,22~30,32~34,38~43,45,60	38.96
	28	9,11	2.36
	36	28	4.20
	37	14	1.28
	39	8,9	5.20
	40	11,12,15,20,21,25	12.08
	53	6~10,31,34,36,37,70~72	31.76
	54	1~3,6~12,16~23,27~37	131.76
	55	1,2,5~10,12	48.40
	56	1~7,10~20,22~29,31~36,38~53	124.29
	57	1~3,5~15,19~23,25,26,29,31,34~37,40~43	79.01
	58	2~12,17,20~23	48.24
	59	5	0.16
	60	2~5,7~11	50.69
	61	1,3~10,14~25,28~36,38~47,50,51,53,55~62	71.00
	62	8,9,12~14,22,29,30	5.16
	63	12~17	47.20
	64	4,20,27,29,32,42,46,47	14.70
	65	1,2,4,6,9~14,17,21~26,32,38,41,42,58,59,61,64,65,80,82	35.88
	66	1,2,5~9,11,12,17~20,24,34,44,45,47,50~52,55,57,61,62 64~66,68,69,73~75,80~82	69.20
	67	6~8,12,13,15~19,21~27,32,35,36,41~50,52~58,60 62~64,67,69~74,76~80,~82~89,91~97,100,104~106,110,112 113,116~129,138~141,143~146	192.74
	72	2~4,10~15,21~23	27.12
	73	3,4,6,7,13~18,20,21	32.08
	74	2,5~10	90.56
75	4,7,9~12,14~20,22~24,28~33,37,38,43,45~48,51,53~59 61,62,64,68,69,71,73,74,79~81	82.71	
76	1~9,11~16,19,20,22~26,28~33,36~38,40~44,52~56 61,65~70,75~79,84,86,88,89,91,94~97,104,107~109	101.43	
77	1,3,4,6~45,47~50,52,53,54	116.29	
78	1~43,45~59	151.64	
79	1~4,6,9~16,18~21,24,31~38,42,44~46,49,51,52 54,55,58~60,64,65,68,69,71~74,76,77,81~83,87	162.63	
81	1,2,6,19,24,54	19.72	
82	1~10,13~18,21~26,33~37,39~43,46~49,54,55	47.97	

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林 班	小 班	
木材等生産林	91	1~13,15~21,23,25~32,34~45,47~54,57,67,68,70	46.52
		75~79,81,83,195~200,203,204	
	94	1~2,4~22,24~26,30~33,35~46,48~50,52~58,60~66	101.94
		69,70,74,75,77,97,98,147~153,155,157~161,171~173	
		176~179,183~185,190,191,194,197~201,206,207	
		210~213,219,222~224,226,234,235,237	
	95	2~5,7,9~12,19,24,26,29,31,34,36,41,43,44,46,48	78.60
		50,52,56~58,60,65,69,75,77,79,83,84,91,92,97~99	
		101~113,117~119,190,202,209,211~214	
		217~222,223,227,231,234,236,241,284~286,288~290,299	
	96	1~11,14,18~25,27~36,38~47,51,53,59	98.23
		60,64~67,73~80,92,96,97,100~106,109,110	
		190,192,198~207,210~213,218,237,241~244	
97	2~12,15~34,36~40,107,112~116,119~121,140	63.46	
98	2,3,7,21~23,32,38,80,83~86	14.72	
99	8,13,15,52	9.12	
100	1~5,83,86,87	2.92	
101	2,3,42	2.16	
102	1,2,8,21,22,29,36,40,41,46,48,49,51,52,54,56,57,58	15.62	
特に効率的な 施策が可能な森林	7	62,63	2.64

【道有林】

該当なし

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林  
【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	3,8,10,11,21,30	37.79	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下
			38~40,43,45~47,51		
			57~64,68,69,71,72		
			111~115,123,125~129		
		2	3,5,9,16,17,20,24,27,	40.66	
			34,39,40,46~49,65~76,78,79		
			84,85,87,88,90,91,95,98		
			100,107,108,112,116,117		
			165,170,184~189,		
			195,198~200,202,209		
		3	21~23,25~30,49	28.34	
			52~56,59~62,64		
			66~69,72,73,104		
108~114,122,123					
4	125~127,130,132	67.79			
	1,2,4~7,9,11,13~15				
	18,19,21,26~28,30~33,35,36				
	38,39,41,42,47~49,51,52				
	54,55,57~61,65,66				
	68~70,72~74,78~87				
	91~93,98,99,101~105				
	107~111,113~117				
5	122~127,129,134	141.88			
	139~148,151,156~158				
	160,163~165,167,169				
	1,3~6,8~11,13~15,17				
	18,20,21,24~27,29~33				
	35,38,40,~48,50~69				
	74,76~80,82~90,92~103				
	105~107,109,111~114				
	117,119~123,125,126				
	128~131,133~137				
	139,140,144~146,149				
6	150,183~187,190,192,193	18.28			
	196~197, 199,201,203,204				
	207~210,213~217				
	219~222,331				
9	2,21,22,28,39,43,54,56,58	17.28			
	59,62,71,80,86~88				
	91~93,110,126				
11	128,129,140,141,161	2.96			
	204,209,210				
12	17~24,48,129,136,138	64.69			
	146,166,167				
	77				
	2,3,5,10,14~18,32				
13	45,48,58,59,60,61,63,67,68	134.40			
	70,71,73~75,77,79				
	80,95,99~107				
13	1~13,20,22,24~26,28	134.40			
	29,31,35~37,42,43				
			46~50		

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	14	16,25~28,42~46,55,56	17.61	主伐林齢:標準伐期齡+10年以上 皆伐面積:20ha以下
			63,68,73,79		
			83~85,97,98,101,102		
		16	16~19,32,109,110	31.44	
			17	4,6,7,9,10,12~15,17,22	
		27~31,40~46,50,57			
		60~61,66~69,73~77			
		83,87,90~93,95			
		102,104~109,111~114,117~122			
		18	1~7,9,15,16	122.56	
			18~20,22~40,103~106,110~112		
		19	14,15,23~27,30~40	104.12	
			42~46,48~50,52~54		
			56,58,63~87,88		
		20	8,12~15,18,20,21,24~26	90.24	
			28~39,44		
			45,47,65~67,73~75		
			77~84,89,90,92~96,100		
			102,104~107,109,110,116~118		
			120,121,123~125,127		
		21	1~10,14,16~18,20,21	75.28	
			23,26,27,29~31,34,36		
			45~48,68~74		
		22	1~3,5~8,20,22~24	65.57	
			33,38,39,49,50,51		
		23	3~9,11~13,15	41.42	
		24	1~6,8	78.71	
		25	1~3,5,6,9,13,16,17,21	110.86	
		26	1,3,8,9,35,37,44,46~51	84.92	
		27	1~11	59.26	
		28	1~8,12,13	68.91	
		29	1~5,7~10	56.62	
		30	1~13	67.88	
		31	1~18	87.53	
32	1~5,7~9	49.12			
33	1~10	52.24			
34	1~7	54.00			
35	1~15	75.87			
36	1~3,5~8,10,11,14	64.72			
	17~25				
37	1~13	47.80			
38	2~5,7,8,11	42.60			
39	1,2,4~7,10	23.48			
40	1~5,9,10,13,14,16~19	69.96			
	22~24,26~29,31,32,36				
	37,45,46				
41	1~6,8,9,11~14,17	54.08			
	23~25				
42	1~3,7~10,13	48.68			
43	1~5,7,9,10,14~16	57.01			
44	1~7,10~14	29.21			
45	1~8,12,13	37.28			
46	1~25	68.83			
47	3~5,7~21	35.84			
48	1~3,6~16,22~24,27	52.40			

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	49	1,3,6,9,12,13,16,17	69.84	主伐林齢:標準伐期齡+10年以上 皆伐面積:20ha以下
		50	2,5~8,15,21	79.52	
		51	1~6	70.56	
		52	1,3,5~8,15,16,19,20,22,23	43.00	
		53	1~5,11,12,14,18~21	158.42	
			25~28,39,43,50,52,56,59		
			61,79,80,81,89,109,111		
			113,119,123,126~147		
		54	4,5	24.24	
		55	3,4	41.52	
		56	8,9,21,30	9.08	
		57	16,33,38,39	40.72	
		58	1,14~16,18,19	28.40	
		59	1,2,4,6~8,10~12,14	79.68	
		60	1,6	33.79	
		61	13,26,27,49,52	18.80	
		62	1,2,5,6,11,17,19,21	42.48	
		63	1~4,6~11,18,19	24.28	
		64	1~3,5~17,23~26,28,30	111.57	
			31,33~36,38~41,44,45		
		65	3,5,7,8,15,16,18~20	114.71	
			27~31,33~37,39,40		
			48~50,52~57,60,62,63		
			66~69,81		
		66	3,10,13~16,21~23	115.30	
			25~33,35~43,46,48,49		
			53,54,56,58~60,63,67		
			70~72,76~79,83~93		
		67	1~5,29~31,33,34	55.37	
			37~40,51,61,75,101,103		
			111,130~137,142		
71	1~3,7~26,29,30	128.26			
72	5~9,16~20	115.64			
73	1,2,5,8~12,22~31	159.48			
74	1,3,4,11~19	95.80			
75	25~27,34,35,39~42,44	94.48			
	49,50,52,60,65,67,77,78				
	82~88				
76	45~51,80~83	11.24			
77	51	0.51			
79	5,7,8,17,26,27,30,39,40	23.11			
	41,47,48,50,61,62,63,75				
	78~80,84~86,88,89				
80	1~3,5,6,8~13	163.28			
81	3~5,7~18,20~23,25,26	100.98			
	28~33,53,60				
82	11,12,19,20,27~32,38,44	40.98			
	45,50~53				
83	2~11	28.00			
84	1~5,8~16,19,20,24	46.88			
	36~38,51,52,54,105				
	107,110~112				

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	85	1~8,11~14,20~24,32	55.09	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下
			33,38,47,49,54~60,62,63		
			67,68,70,75,76,78,79,81		
			82,88,94,95,99~109		
			111,112		
		86	1~6,10,11,14,16~24	121.67	
			26~28,30~40,42,49,50,53		
			68,69,72,87~90,92,97		
			98,107,108,121		
			123~127,134,136~140		
			143,144,146,147,149		
			150,153,156,159~161		
			168~173,179,184~189		
			191,193,194,196~198		
		200~205,213~216			
		87	4~7,10~12,15,17,20	81.95	
			21,23~29,32~35,38~46		
			48,50~53,55~59,61,63		
			66,67,69~72,76,77		
			79~86,88~100		
		88	1,3,4,9,10,14,16~22,28,29	78.31	
			32,33,37,41,47,49~51		
			54,55,59~61,64~66,70		
			71,73,74,77,78,83~85,87		
			91~94,101~103		
			106~109,114,116,119		
			121,124~128,130~134,136~140		
			142~149,151,153~155		
		157~159			
		89	1,5,8,10,14~21,23	114.45	
			26,31,35,37~46,49		
			50,54~61,63,64,68,69,74		
			79,81,85,93~105,107		
109~111,119,120,124					
126~131,133,135,137~140					
143,147,148					
158,159,165,166					
168,169,175~180					
182,184~199					
90	1~11,14~18,24,26	88.97			
	27,29~32,39~43				
	46~54				
	56,58~63,71~73,75,77				
	82,86~90,99~108				
	110,111,114~117,128				
	130,131,135,148~152				
	154~157,159~161,164				
	168~172,175~177				
	181~193,195~198				
95	239,240	1.20			
96	238~240	0.60			

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	103	1,7,9,22~24	19.51	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下
			33,35~38,47,52~54		
	64~67,70,81~84				
89,91,93,95,102					
119~122,127,128,135					
170,171,178,179					
伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		104	1~46,48~50,52~72	1840.88	
			76~120,122~183		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	1	76~81,84~91,93~107	29.80	主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:20ha以下
			120,124,130~133		
			135~139		
		2	118,121~151,153	28.61	
			159~164,167,168,208,210		
			215~217,222~224		
			227~230		
		3	65,77~98,100~103	27.38	
			133~145		
		5	2,7,19,147,148,151~155	22.92	
			158~182,188,194,195		
			223,225,226,340~347		
		6	4,171~203	37.84	
			205,208,213~222		
		7	5,41,64~69,130,243~284	47.82	
			286~288,291,292,294,295		
			298~303,306~308		
		8	1,3,5,7,12,16~21,24~26	58.37	
			28,29,34~55,57~70		
			72~94,102,106,107,109		
			110,123~138		
		68	1~11	42.72	
		69	1~26	108.56	
70	1~42	142.97			
88	2,11,12,13,23~25,29~31,34	7.99			
	62,63,69,75,86,88				
	111~113,115,118,129,156,160				
94	23,29,34,51,99~114	44.51			
	116~130,132~146,195,214,215				
	227~233,236,240				
95	1,120~154,156~184,287	41.35			
	292~298,300,301				
96	12,112~121,123~133	62.60			
	136~185,188,191,193,191				
	193,214~217,219~233				
97	41~79,81~84,86~88	52.44			
	90~101,103~106				
	123~139,141~144				
98	44~46,48~56,58,59,61,63~68,87~94	47.92			
99	22~31,33~50,53~59,61~63	26.14			
100	7~82,88~117,119	49.07			
	121~125,127~129				
101	4~9,12~29,31~36,38,40	35.65			
	44~67				
103	4,140,141,143~152	22.44			
	154~159,180~182				



区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)	
		林班	小班			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)			主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:70%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	2	154,155,157,158,166 225,226	2.32	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:30%以下又は40%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			5	71~73,206,332,338,339	5.44	
			6	115~118,138,142,143,166 207,223~226	10.52	
			68	13	1.08	
			76	98	0.32	
			77	5	0.62	
			88	5~7,15	1.64	
			94	27,28	0.88	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する		

【道有林】  
該当なし

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

林 班	小 班	面積(ha)
7	2~4,7,8,16,18,19,28,35,50,55,56,62,63,94,110~114,123,127,128,151,157,161	16.01
	175,180,192,209,212,214,218~221,227,296,304	
8	2,6,10,15,22,27,32,101,104,111,113,114,116~119,121	7.54
9	1,2,5~10,12~14,25,28~31,33~39,41,44~47,50,52,53,60~67,70~76,79~87,88	120.03
	93,95~97,99,100,102,105,106,110,115,119,121,123,124,127,128,130,132,133,139	
	143,145,148~150,152~155,159~161,163,164,169,172,173,180	
10	1,3~6,9,10,17,18,21,23,25,28~30,33~36,41~44,46,47,49,57,58,60~62	114.79
	64,66,68,69,71,72,74,75,77~79,81~89,91,94,99,100~105	
11	1,3,5~8,11,12,15~18,20~23,25,26,29,31,33,35,36,39,40,42,43,45~53,57~59	75.53
	61~66,68~70,72,74~76,78,79,81,85,88,89,92~95,97,98	
12	1,6,20~25,27~29,33,38~40,46,49,51,52,64~66,72,78,82,85~90,109	56.26
13	32,34,,51~53	6.51
14	1,2,5,,7,8,13,15,19,22,30,32,36,49,51~54,57~62,64~67,72,82	32.60
	86,91,93,94,96	
15	3,18,20,22,24,27,28,30,32~35,40,47,49,51~53,54,101,102,110,111	76.11
16	4,13,23,24,30,31,33~35,111,112	20.24
17	8,21,23~26,78,85,86,94,96,97,99,100	31.50
19	2,5,7,11,16,18,20,21,28,29,41,47,55,61,62,89	6.71
20	2,5,9,10,40,43,50,58,88,91,97~99,101,103,113~115,119,122,126	24.52
21	12,15,25,32,33,35,37,41~44,50~67	77.48
22	4,11~13,28,41,42,48,55	16.48
24	7	0.36
25	12,14,15	2.92
26	2,11~14,18,20,22~30,33,34,40~43,45	18.92
28	9	1.32
39	8,9	5.20
40	11,15,20	10.72
54	7,9~12,16,17,19~21,27,28,36	22.20
55	6,7,9,10	1.24
56	3,4,6,10~12,16,17,19,20,22~29,31~34,36,38~40,45~53	88.88
57	2,9,12,13,19~23,25,26,29,31,34,36,37,40~42	18.86
58	7,9~12,23	3.28
59	5	0.16
60	8	0.84
61	6~10,16,19,22,24,28,29,31~36,38~47,50,51,55~58	23.32
62	8,13,14,29,30	2.80
63	16,17	1.16
64	20,27,29,32,42	8.13
65	4,11~13,17,21,23,24,38,58,59,61,65	18.50
66	8,17,18,20,44,47,50~52,55,57,64~66,68,69,74,80~82	21.64
67	7,13,16,18,21,22,27,32,41~43,46~48,54~57,60,62,69,71~74,76~79	90.47
	82~86,88,89,91~97,100,104,112,113,116,117,119~127,129,138~141,143	
72	3,10~15,22,23	4.40
73	13~18	3.88
74	5,7~10	53.80

林班	小班	面積(ha)
75	10,12,15,18,19,31~33,43,47,58,61,62,64,69	6.80
76	2,4,5,7,8,14,23,26,32,33,36,38,40,42,43,52,53,69,70,77,88,89,91,95	28.19
77	4,6,11,13,15,22,24,26,27,29,32,33,38,40,41,47,49,50,52	7.00
78	2,4,7,9,12,15,17,20~25,27,29~35,39,40,42,43,46~59	110.31
79	13~15,18~21,31~33,36,44~46,49,51,52,55,58,69,71,76,77	48.45
	81~83,87	
81	6,54	12.41
82	1~4,14,21~23,25,26,36,37,40,43,46~49,54	24.00
91	1,2,5,8,9,13,19~21,23,25~29,31,32,37~42,44,45,48,49,52,54,76,79	15.26
	203	
94	1,7,9,11~17,19,20,24,25,30,33,35,36,40,44~46,50,53,54,56,61~66,75,77,97	37.63
	148~151,153,155,158~161,173,178,179,183,184,190,197~199,206,207	
	210~212,219,223,224,226,234,235,237	
95	2~5,10~12,26,31,46,50,60,65,69,75,77,79,91,92,99,102~104,106,109,111	32.41
	118,190,202,209,211,212,217,218,221,231,234,236,241,284,285,	
	288~290	
96	1,2,4,6~11,14,18,19,22,25,27,29~34,41,43~45,51,53,66,73~75,78,80	43.87
	92,97,100,102,104,105,109,110,192,205,207,211~213,218,237	
	242~244	
97	107,112~116,119~121	6.08
98	38,42,71,73,76,77,79~81,83~86	5.00
99	8	0.44
100	2~5,83,86,87	2.48
101	2,3,42	2.16
102	2,8,21,22,29,36,40,41,46,48,49,51,54,56	7.52

別表4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	5林班から82林班、87林班	8,176